

4 前回のヒアリングにおいて、分収造林について、「公益的機能の維持が目的であり、ビジネスとして木材を販売することを目的とはしていないが、その結果として、将来の林業生産活動が円滑に循環していくことは期待している。」との回答があった。
しかしながら、分収造林について、公益的機能を維持するために公費を投入するのであれば、林業生産の基盤と捉えるべきではないと考えるが、見解をうかがいたい。

5 緑資源幹線林道事業について、「新規路線の事業採択を行う予定はない」との回答があった。この回答を見る限り、建設予定区間の工事終了後、緑資源幹線林道事業を廃止すると理解できるが、この理解で正しいのか否か教示願いたい。

貴見のとおりである。

1. 水源林造成事業は国土の保全、水源のかん養を図るために、保安林に指定された奥地水源地域において、森林所有者自らによる森林造成が困難な無立木地、粗悪林相地等を対象に造林及び保育を行うものである。
2. また、森林は、水源をかん養する機能の他にも、木材生産の機能等の多面的な機能を有しており、水源林造成事業においても、契約期間満了時には、契約当事者間で立木の収益を分収することとなっており、林業生産基盤としても捉えられると考えている。
なお、水源林造成事業においては、伐採に際し、裸地化を避けるため、平成8年度から複層林施業に取り組むなど、公益的機能の発揮に配慮しているところである。

参考

食料・農業・農村基本法(抜粋)（平成11年7月16日法律第106号）

(多面的機能の発揮)

第三条 国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能（以下「多面的機能」という。）については、国民生活及び国民経済の安定に果たす役割にかんがみ、将来にわたって、適切かつ十分に発揮されなければならない。

(農業の持続的な発展)

第四条 農業については、その有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わされた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。以下同じ。）が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

(農村の振興)

第五条 農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることにかんがみ、農業の有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない。

6 特定中山間保全整備事業について、「都道府県からの事業実施の申し出があり、採択基準を満たしている地区であれば、新規採択を検討することとなる。なお、採択にあたっては、第三者による外部評価を行っているところである。」とあるが、基準を満たしているとはいえ、農地の耕作放棄が年々増加する中にあって、生産条件が不利な地域の保全整備を行う必要があるのか。

1. 中山間地域は、国土面積の約7割、耕地面積、農家数、農業粗生産額のそれぞれ約4割を占め、農林業の生産活動を通じて、洪水の防止、水源のかん養等の公益的機能を発揮しており、国民の生活基盤を守る上で重要な役割を果たしている。

このため、食料・農業・農村基本法(H11)においては、「国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能については、国民生活及び国民経済の安定に果たす役割にかんがみ、将来にわたって、適切かつ十分に発揮されなければならない」とされている。

2. 緑資源機構が行う農用地の整備は、このような課題に対応して、相当規模の広がりのある地域を対象に、農用地の生産条件を改善し、持続的な農業生産活動を可能とすることを目的とするもので、農業の生産性の向上を図り、農産物の供給に加えて、国土の保全等の農業の有する公益的機能の維持増進を図るために、国民生活にとって重要な投資であると考えている。

3. なお、特定中山間保全整備事業は、行政改革の趣旨を踏まえ、森林及び農用地の双方の整備を急速かつ計画的に行すべき地域に限定するとともに、事業の実施にあたっては、費用対効果の分析を行い、投資額に対し効果がそれ以上に見込まれる場合に限定して実施している。

7 農業政策における支援対象を経営意欲のある担い手に限定させていく方向になる中、特定中山間保全整備事業の採択が、地域の担い手の意見を反映されたものとなっているか教示願いたい。また、農業経営者から、農地の整備・確保・集積については、投資コストに見合う利益を農業生産で得ることが出来るかどうかで判断すべきとの指摘があるが、見解を伺いたい。

8 農用地総合整備事業について、「平成15年度の新規着工地区を最後に新規採択はしていない。また、今後新規着工する地区はない。」との回答があった。この回答を見る限り、着工予定地区の整備が終了後、農用地総合整備事業を廃止すると理解できるが、この理解で正しいのか否か教示願いたい。

- 1 食料・農業・農村基本法(H11)においては、「国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能については、国民生活及び国民経済の安定に果たす役割にかんがみ、将来にわたって、適切かつ十分に発揮されなければならない」とされており、平成17年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」においても、耕作放棄地の発生防止・解消を図り、適切な農業生産活動の維持を通じ多面的機能を確保することとしている
- 2 特定中山間保全整備事業は、森林と農用地が混在する中山間地域において森林と農用地を一体的に整備することによって、農林業の持続的な生産活動を促進するとともに、中山間地域の有する洪水の防止や水源の涵養などの公益的機能の維持増進を図ることを目的としている。
- 3 特定中山間保全整備事業における農用地の整備は、条件の不利な中山間地域において効率的な農業経営を実現するための前提条件となる農地、農業用水、農道等の生産基盤を整備を図るものである。事業は担い手農家を含む地域の受益農家の申請と同意に基づいて行われていることから、事業採択に当たって地域の担い手の意向は反映されたものとなっている。
- 4 なお、本事業の採択においては、費用対効果が1.0以上であることに加えて、農業者の負担の妥当性の判断が義務づけられている。具体的には農家負担年償還額が事業実施により増加する農業所得の0.4以下であれば負担能力の限度を超えることとなるとしており、これをもって農業者の投資コストに見合う利益が農業生産で十分に得られるとの判断をしている。

貴見のとおりある。